

1 「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」について

1 沿革と趣旨

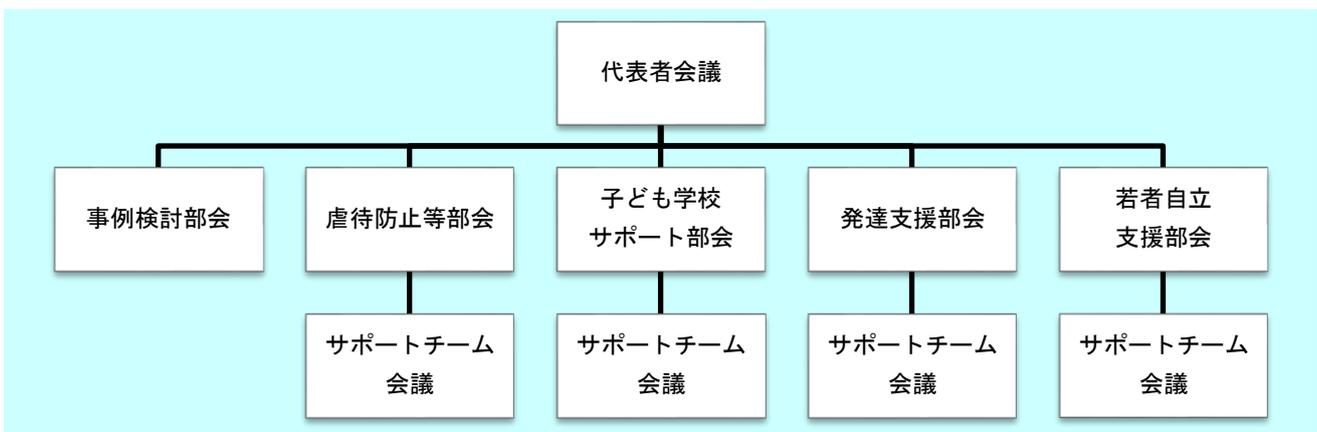
平成 17 年 6 月、新宿区次世代育成支援計画に基づき、それまでの「子ども虐待防止連絡会」・「不登校〇をめざす子ども学校サポートネットワーク」・「発達支援関係機関連絡会」を、子ども家庭関係組織のより効果的な連携を行う「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に再編成した。また、新宿区子ども家庭サポートネットワークを、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「要保護児童対策地域協議会」として位置づけた。

平成 22 年度には、ネットワークの機能強化を目的として、事例検討部会を設置した。

この協議会は、要保護児童、支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議する。関係機関には守秘義務が課せられ、守秘義務に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が処せられる。

さらに、平成 24 年度には、子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会としての位置づけも加え、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」と改組した。

2 組織



子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

3 内容

- (1) 代表者会議は、子ども及び子育て家庭に対する総合的な支援を協議する。
- (2) 虐待防止等部会は、児童虐待への対応等について協議する。
- (3) 子ども学校サポート部会は、不登校及び学校における問題行動について協議する。
- (4) 発達支援部会は、児童の心身の発達支援について協議する。
- (5) 事例検討部会は、サポートチーム会議の事例検討を行い、必要に応じて助言を行う。
- (6) 若者自立支援部会は、若者の自立支援に関することについて協議する。
- (7) サポートチーム会議は、具体的な支援が必要な家庭への支援について検討する。